

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

1 改正の理由

社会経済情勢の変化に伴い廃棄物処理原価が上昇したことに鑑み、受益者負担の適正化を図るため、廃棄物処理手数料を改定する。

	現行手数料 (1kgあたり)	引き上げ額 (1kgあたり)	改正後手数料 (1kgあたり)
収集運搬	18円	3円	21円
処理処分	14円50銭	1円	15円50銭
合計	32円50銭	4円	36円50銭

2 改正の概要

区 分	手 数 料		
		現 行	改 正 案
1 1日平均10kgを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10kgを超える量1kgにつき	32円50銭	36円50銭
2 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1kgにつき	32円50銭	36円50銭
	有料ごみ処理券を添付して排出するときは、10までごとに	61円	69円
3 臨時に排出する占有者又は事業者	1kgにつき	32円50銭	36円50銭
	粗大ごみ1品目当たりの手数料限度額	2,200円	2,500円
4 区長の指定する最終処分場に運搬した事業者	1kgにつき	9円50銭	現行どおり

粗大ごみの品目別の処理手数料は、条例改正後の規則の改正により定める。

3 施行日
平成25年10月1日

4 経過措置等

- (1) 新券の交付
改定後の新券は平成25年10月1日から交付する。
- (2) 粗大ごみ処理手数料
粗大ごみの収集は事前申込み制となっており、処理手数料は申込み時に決定する。このため、改定後の手数料は、施行日以後の申込み分から適用する。

《参考》

(1) 有料ごみ処理券の券種

券種	1冊の枚数	現行料金	改正後料金
10券	10枚	610円	690円
20券	10枚	1,220円	1,380円
45券	10枚	2,740円	3,100円
70券	5枚	2,135円	2,415円

有料ごみ処理券の額面料金については、現行の容積換算値(0.19kg/)を基に算出する。

- (2) 現行の有料ごみ処理券の使用期限
改定前に交付された旧券は、平成25年10月31日まで使用できるが、それ以後は還付又は差額を納入することにより新券と交換する。